

徳島県告示第百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
公益社団法人徳島県産業国際化支援機構	徳島市新町橋二丁目二〇番地	とくしま輸出バリューチェーン構築強化支援金の支出事務	令和七年十一月四日	令和七年十一月四日